

(一社) 小千谷青年会議所運営規定

第1章 目的

第1条 本規定は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため組織、運営等に関する事項を規定するものである。

第2章 役員の職務

第2条 本会議所の役員は、定款第30条に定める事項のほか、次の職務を有する。

1 理事長

(1) 本会議所の代表として対外的な発言をし、総ての事業の総括責任を有する。

(2) 公益社団法人日本青年会議所総会、同地区協議会、同ブロック協議会及び理事長会議に出席し、本会議所の有する表決権の行使及び意見の発表を行う。

(3) 副理事長、専務理事と常に意思の疎通をはかり、事業方針、運営方法を理解させ、各々に分担した職務を指導・監督する。

(4) 災害対策活動特別会計を管理し、甚大な災害にあった時もしくは災害支援に赴く際に当たり、必要な費用を災害対策活動特別会計より執行する専権を有する。理事会に対しては書面にて事後の報告義務を負う。また執行額は当該年度の決算にて、一般会計より災害対策活動特別会計の充当義務を負う。ただし、当該年度の決算において充当が困難な時は、次年度の予算において充当する。

2 直前理事長

毎回理事会に出席し、意見を求められたときは理事長経験を生かし、所務その他について必要な助言及び協力をする。ただし理事会での議決権はない。

監事欠席の場合は講評を代行する。

3 顧問

理事長より意見を求められたときは、必要な助言を与える。監事欠席の場合は講評を代行する。

4 副理事長

(1) 理事長方針に従い担当委員会を統括（委員会事業、活動の直接の執行責任者ではなく、理事長と共に指導・監督する立場にある。）して活発な活動をはかり、各委員会の連絡調整を行う。

(2) 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をなし、本会議所の円滑な運営のため一体となって協力をする。

(3) 担当委員会の統括責任者として、理事会において委員会の業務の遂行状況を報告することができる。

5 専務理事

所務並びに事務局を統轄し、理事会を運営する。

6 理事

- (1) 本会議所の運営に関して責任を有し、職務上これを分担してそれぞれの職務を担当する。
- (2) 各理事の職務分掌に疑義の生じた場合は理事会の決定に従う。

7 監事

- (1) 監事は本会議所の業務及び財産状況を監査し、財産の状況又は業務の執行につき不正のあることを発見したときは、総会又は新潟県知事に報告しなければならない。
- (2) 監事は他の職務を兼務することはできない。

第3章 例会

第3条 例会は原則として毎月12日開催とする。但し、特別の事情がある場合は、理事会の議決により変更することができる。

2 例会の運営については、遅くとも前月の理事会において承認を受けなければならない。

第4条 正会員は必ず例会に出席するものとする。

第4章 正副理事長会議及び理事会

第5条 定款第38条の理事会の運営を円滑ならしめるため、正副理事長会議を設ける。

2 正副理事長会議の構成は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事とし、議長は理事長がこれにあたる。

3 顧問及び監事は、正副理事長会議に出席し、必要な助言を与えなければならない。

4 正副理事長会議は、その必要により構成員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

第6条 正副理事長会議は、理事会に先だって必ず開催し、本会議所の運営方針及び理事会に提出する議案の検討を行う。

第7条 理事会は、原則として毎月1回開催する。

2 直前理事長、顧問、監事、日本青年会議所及び地区協議会並びにブロック協議会への出向者は理事会に出席し必要な助言を与えなければならない。

3 理事会の総括責任者は専務理事とする。

4 定款第40条3項にて定める議長は、特別の場合がない限り専務理事がこれを務める。

第5章 委員会

第8条 定款第45条の規定に基づき委員会を設置する。委員会の名称、主たる業務及び委員数は理事会において決定する。

第9条 委員会の構成は、定款第46条に定める事項による。

2 委員会は必要に応じて、委員外の会員の出席を求めることができる。

3 委員会は、年6回以上委員長がこれを招集し、議事録を作成して担当副理事長を通じて理事長に提出しなければならない。

第10条 委員長は委員会を代表し、会議の議長となる。副委員長は、委員長を補佐し委員長事故あるときは職務を代行する。

第11条 委員会は、理事長、担当副理事長または委員長が必要と認めたとき、若しくは所属委員の4分の1以上の要請があったとき委員長がこれを招集する。

第12条 委員会の議決は、所属委員の2分の1以上の賛成においてのみ有効になる。

可否同数なるときは、委員長がこれを決する。

第13条 委員会において調査審議した結果は、理事会に報告しなければならない。委員会の決議は理事会の承認を得なければ本会の決議とすることができない。

第6章 褒賞

第14条 本会議所は、事業及び運営の活性化を図るため褒賞審査会（以下「審査会」という）を設置し、審査結果に基づき褒賞を行うことができる。

第15条 審査会は理事長、直前理事長及び理事長が指名委嘱する委員若干人をもって構成し、審査会の会長は理事長がこれにあたる。

2 審査会は11月5日までに設置し、その任期は12月31日とする。

第16条 褒賞の対象となる会員及び委員会は次の各号の基準に基づくものとする。

(1) 全員出席を要する会合及び理事会の指定する事業に対する出席率（以下「出席率」という）及びJ C活動が優秀であったと認められる会員

(2) 出席率及びJ C活動が優秀であったと認められる当年度入会会員若しくは前年度10月承認までの会員

(3) 公益社団法人日本青年会議所、同地区協議会、同ブロック協議会等で活躍し、本会議所の存在を著しく高め会員の誇りとなるような行為があった会員

(4) 年間の例会及び総会の出席率（オブザーバー出席を含む）が100%の会員（役員は対象外）

(5) 委員の出席率及び委員会活動が特に優秀であったと認められる委員会

(6) 年令満了により正会員の資格を失う者及び退任する理事長

(7) その他審査会で褒賞の対象になると認められた会員及び委員会

第7章 罰則（ペナルティー）

第17条 正会員が出席義務を有する総会、例会等に欠席、遅刻、早退、返信忘れをした場合は理事会の決定を経てペナルティーを徴収することができる。但し、前日までに事務局に届出をした場合は、これを減免することができる。

第 18 条 前項のペナルティーは理事会で決定し、理事会の指定した日までに事務局宛に納入しなければならない。

規 則

第 19 条 本規定の施行に関する細則は理事会の決議を以って定める。

第 20 条 本規定に定めのない事項については、公益社団法人日本青年会議所の定款、規則、規定及び細則を準用することとし、準用すべき規定がない場合は、理事会において決議するものとする。

附 則

本規定は、本会議所の設立許可の日から施行する。

昭和 59 年 6 月 8 日施行

平成 9 年 1 月 1 日一部改訂

平成 18 年 1 月 1 日一部改訂

平成 20 年 1 月 1 日一部改訂

平成 25 年 12 月 20 日一部改訂